

宗像市私立保育所補助要綱の一部を改正する告示

助要綱の規程は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

宗像市私立保育所補助要綱（平成 15 年宗像市告示第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表中

「

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知別紙。以下「整備交付要綱」という。）に基づき、国庫負担（補助）金の交付の対象となる保育所の設置又は増築若しくは改築に係る施設整備及び設備整備に要する額

」

を

「

安心子ども基金管理運営要領（平成 21 年 3 月 5 日厚生労働省発雇児第 0305005 号。以下「運営要領」という。）に基づき、国庫負担（補助）金の交付の対象となる保育所の設置又は増築若しくは改築に係る施設整備及び設備整備に要する額

」

に改め、同条第 2 項中「整備交付要綱」を「運営要領」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の宗像市私立保育所補